

別表1 保護者負担軽減事業費補助金 <税額による補助金の区分及び補助額>

平成30年度 市民税所得割 課税額(補助 基準額)による 区分	19歳未満の扶養親族の数		基準額 (上限額)	保育料補助金月額	
	① 16歳未満	②16歳以上19歳未満	市民税所得割 課税額	第1子(※)	第2子以降 (※)
【区分1】	生活保護世帯・非課税世帯・所得割非課税世帯・ 区分2に該当するひとり親世帯等		0円	10,700円	10,700円
【区分2】	0人	0人	34,500円	—	—
	1人	1人	55,800円	9,000円	10,700円
		2人	66,900円	—	
	2人	1人	77,100円	9,000円	
		2人	78,000円	—	
		3人	88,200円	—	
	3人	2人	98,400円	9,000円	
		3人	89,100円	—	
		4人	99,300円	—	
	4人	1人	109,500円	—	
		2人	119,700円	9,000円	
		3人	100,200円	—	
		4人	110,400円	—	
	5人	1人	120,600円	—	
2人		130,800円	—		
3人		141,000円	9,000円		
4人		171,600円	—		
5人		191,400円	—		
【区分3】	0人	0人	198,600円	—	—
	1人	1人	211,200円	8,000円	10,100円
		2人	198,600円		
	2人	1人	205,800円		
		2人	218,400円		
		3人	231,000円		
	3人	1人	213,000円		
		2人	225,600円		
		3人	238,200円		
	4人	1人	250,800円		
		2人	220,200円		
		3人	232,800円		
		4人	245,400円		
		5人	258,000円		
5人	1人	270,600円			
	2人	216,700円			
	3人	236,500円			
	4人	243,700円			
	5人	256,300円			
【区分4】	0人	0人	250,900円	6,900円	9,500円
	1人	1人	263,500円		
		2人	276,100円		
	2人	1人	258,100円		
		2人	270,700円		
		3人	283,300円		
	3人	1人	295,900円		
		2人	265,300円		
		3人	277,900円		
	4人	1人	290,500円		
		2人	303,100円		
3人		315,700円			
4人		—			
【区分5】	上記区分以外の世帯		—	4,500円	4,500円

(注) 扶養親族の年齢は、各年度の前年12月31日現在で計算

※ A区分に該当する世帯については、多子計算に係る年齢制限が撤廃され、生計を一とする兄弟であれば兄弟数の計上の対象となります。

B区分に該当する世帯については、小学校3年生以下の兄弟が兄弟数の計上の対象となります。